

State Responsibility and Individual Responsibility and Corporate Responsibility for Crimes against International Law

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/39601

国際法上の犯罪に対する国家責任と 個人責任と企業責任

稻 角 光 恵

はじめに

1. 国家責任と個人責任と企業責任

(1) 発展史と法分野に基づく分断

(1-1) 国家責任と国家責任法

(1-2) 個人責任と国際人道法・国際刑事法

(1-3) 企業責任の概念の蓋然性に関する紛争

(1-4) 小括

(2) 法主体の性質による違い

2. 裁判による責任追及可能性

(1) 外国の国内裁判所による裁判

(1-1) 国家免除による国家責任の裁判不能

(1-2) 個人責任と免除の問題点

(1-3) 企業責任と域外管轄権

(2) 國際的裁判機関による裁判

(2-1) 国家責任

(2-2) 個人責任の国際裁判

(2-3) 包括的な国際裁判機関の不在

3. 国家責任と個人責任と企業責任の関係

おわりに

はじめに

国際法に違法する行為を行った国際法上の主体には、国際責任が生じる。法に違反した場合には責任が発生するのであり、その責任追及のための手続及び制度を整備するのが、そもそも法の命題であり、これは国際法に限らず法全般の当為といえる。国際法の分野においても国際法学の長い歴史の中で国際責任に関する法理が発展し整備されていったのであるが、国際法学においては「国家責任法」という分野名称からも明らかであるように、伝統的にも主要な国際法上の主体であった国家の責任（State responsibility）を主軸として理論構築されてきた。この基本姿勢は、国際機構や私人（自然人及び企業といった国内法上の法人を含む）など、国際法上の主体の多様性が認められるに至った現代国際法においても変わらず、国際法学の基本書においては、「国家責任法」との章題目の下で論じられている。国際法の基本書では、国際機構責任条文の起草の動向を捉えて国際機構の責任について言及する記述や、国際環境法の分野の問題として環境汚染に関わる私人の責任を補完する国家責任について追加的に紹介する記述は見られるが、異なる国際法上の主体が負う国際責任を包括的に整理し体系化する試みはあまり行われていない。これは、現代国際法においても依然として国家が主要な法主体であることに変わりはないことに加えて、非国家主体に対する法の適用及び執行に関しては基本的には各国に委ねられており、国家以外の主体の責任に関しては国際責任の追及手段が欠けていたことから、国際法上の問題として認識されることが少なかったことにも一因があると考える。

他方で、現代国際法の時代には、第2次世界大戦後のニュルンベルグ国際軍事裁判所と極東国際軍事裁判所並びに1990年代以降に設立された各種の国際的な刑事裁判機関を通じて、国際刑事法及び国際人道法が飛躍的に発展するとともに、個人責任（individual responsibility）の法理が国際法上の概念として確立したことにもはや疑いはない。国際刑事裁判所（International Criminal Court）などの国際的な刑事裁判機関の規程や判例が示す諸原則や諸理論の分

析は多くの国際法学者により行われているが、国際刑事法及び国際人道法を超えた他分野との関係と国際法全体における位置づけと意義を明らかにする中で、国際責任という大枠の中での位置付けについても考察が待たれていると感じる。国際法学の体系化においては、個人責任も含めて、国際法上の国際責任を考える大きな視野が新たに求められてくると考える。

責任追及の原理の詳細と全体像は、急激に法が発展する中、理論的な分析が未熟の状態に残されている。国家、個人、企業などの主体別に責任がどのように追及されるのか、また、これら異なる主体の責任の相互関係も明確にする必要がある。そもそも個人の刑事責任が発生するとされる侵略の罪や戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド（集団殺害犯罪）といった国際法上の犯罪¹は、武力紛争や国家緊急事態の場合に多く発生するのであり、拷問禁止条約で禁止される拷問といった重大な人権侵害も国家が行っている又は帮助している場合があり、国家責任が発生する可能性が高いのである。また、近年ではこれら犯罪行為に企業が加担している例が注目を浴び、企業責任が問われ始めている。このように、理論上も現実においても、国家責任と個人責任と企業責任の各々が同じ事態から発生する可能性があり、責任相互間の関係が問題とされうる。

そこで本稿では、国家責任と個人責任と企業責任について検討する。本稿では、「個人責任」の文言は、自然人の責任を意味して用いる。国際法上は自然人と同じく私人としての括りに入る企業の責任については、「企業責任」との用語を使用する。なお、本稿では個人責任に関しては国際法上の犯罪といった重大な犯罪に関わるものを中心とするため、必然的に国家についても国際法上の犯罪に関する責任に限定して考える。すなわち国際刑事法又は国際人道法と、国家責任法の分野が交錯する部分を検討対象としている。また、責任法理の理論的及び原理的な分析ではなく、もっぱら責任追及可能性を中心として論

1 国際刑事裁判所規程第5条、参照。

じる。国際責任を主題とするため、国内法に基づく責任や、自国の国内裁判所を通じた責任追及については検討対象としない。したがって、本稿は、上述の環境汚染の場合など国際環境法の分野に関わる個人と国家の責任関係や、国際機構論などの分野における国際責任に関する議論については検討しないところからも、国際法の諸分野全体にまたがる包括的かつ体系的な結論を導き出す分析とは程遠いものであるが、問題整理の一助となることを期待し筆を進める。

1. 国家責任と個人責任と企業責任

(1) 発展史と法分野に基づく分断

国家責任、個人責任及び企業責任は、国際法上の法主体性に関する議論と密接に関係しており、それぞれの国際責任の法理は、法主体性が容認された歴史の長さに比して成熟度も異なるのである。以下で簡単ではあるがそれぞれの概念発展を概括する。

(1-1) 国家責任と国家責任法

国家は国際法上の主体の中で最も基本的な法主体である。国家責任は古典的な国際法上の法理であり、国際法上のその概念存在に疑いの余地はない。本稿「はじめに」で述べたように、国家責任については、その法原則に関わり伝統的国際法の時代から続く長い歴史があるが、特に国連の国際法委員会が作成した「国際違法行為に対する国家責任に関する条文」（以下、国家責任条文）が法典化の集大成と目されている。国際法に違反する行為全般に対する国家責任に関する法規則の編纂として結実した国家責任条文は、2001年に国連総会がテークノートし、条約ではないが国連国際法委員会の権威及び一部慣習法を反映したものと認識され、国際責任に関する一般法規則を記したものとして諸国や諸裁判所によって尊重されている。法実務においても、国家責任条文で示された諸原則に従い、国家の機関や要員の作為又は不作為について国家責任の発生が認定されている。こうして国家責任の法理

は、「国家責任法」の分野として理論構築されていったのであった。

国際法上の犯罪や重大な人権侵害の禁止は強行規範とエルガ・オムネスな義務を構成し、国はそのような行為を行ってはならず、違反した場合には国家責任が発生する。ジェノサイド条約適用事件では、ジェノサイド条約はジェノサイドを防止し処罰する義務を国家に課しているが、国自身には直接ジェノサイドを禁止していないという説を一蹴し、国際司法裁判所は、国自身もその機関や国家要員を通じてジェノサイド行為を行わない義務を負っていると認定した²。ただし後述するように国家の刑事責任の概念については争いがある。

(1-2) 個人責任と国際人道法・国際刑法

個人責任については、主権と国家管轄権の作用下で国内問題であったところ、戦後処理の一環で戦争の責任を国家元首に負わせる国際裁判の構想を発端として国際法上の問題として浮上した。実際にはヴェルサイユ条約で構想された前ドイツ皇帝の刑事処罰は実現しなかったが、第2次世界大戦の戦後処理の一環で設立されたニュルンベルグ国際軍事裁判所及び極東国際軍事裁判所によって、個人が戦争に関連する犯罪について国際責任を負うという個人責任の概念が広く頒布された。ニュルンベルグ国際軍事裁判所は、「国際法に反する犯罪は、抽象的な主体ではなく人間によって犯されるのであって、そのような犯罪を犯した個人を処罰することによってのみ国際法の定めは履行されうる」³と述べ、個人責任を認定し、数々の有罪判決を下したのである。このように国際法上の個人責任の法理は刑事裁判を通じて概念化さ

2 Case Concerning Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), ICJ, Judgment of 26 February 2007, paras. 166-168.

3 Judgment of the International Military Tribunal, Trial of the Major War Criminals, *Official Documents*, Vol. 1 (Nuremberg, 1947), p. 223.

れ、以降、国際人道法及び国際刑事法の分野に分類され、国家責任法とは一線を画する形で議論され理論構築されているのである。

(1-3) 企業責任の概念の蓋然性に関する論争

グローバル化した今日において、企業はその経済的規模においても一国の国家予算に匹敵するものもあり、国境を越えた広範囲かつ多方面の活動を通じて社会に多大な影響を与える存在である。その規模と越境的な性質にも関わらず、企業活動は専ら各国の国内法による規制の対象とされ、企業を直接的に規制する国際的な規範は少ないのが現状である。しかし、多国籍企業による主に途上国での活動において現地住民に対する人権侵害や国際犯罪に該当する事例が明らかになるとともに、国際法による規制と責任追及を求める声が発せられている。このような現状から、国家責任との関連づけと企業と国家との責任共有（*shared responsibility*）を提唱する説もある。

しかしながら、国際法上の個人責任の概念の存在を否定する見解はもはやないと言えるのに対して、企業責任の概念については概念の存在自体が疑われている。確かに、道徳と倫理に基づいた企業の社会的責任（*corporate social responsibility*）が、政策目標又は基本指針として企業に対してその企業活動を再考する役割を果たすことが期待され、グローバル化が進み多国籍企業の活動が大きな影響力を持つ昨今、国際的にも注目されている。しかし、この社会的責任を超えて、国際法に基づき権利と義務を負い、かつ国際的なレベルで義務履行を求められ責任追及をされうるという意味での法的な企業責任の概念が果たして国際法において存在するのか決着がついていない。現代国際法は、私人にも国際法上の主体性を認め、特に自然人に関しては、その権利を保護する国際人権法や、義務を定め責任を追及する国際刑事法及び国際人道法が発展している。ところが、自然人と同じく私人の括りにある企業にどの程度の国際法上の主体性が認められるかは学説の争いがあるのである。例えば、企業責任の概念は国際慣習法上存在しているとはいえないと判

示した米国国内裁判所の判決もある⁴。また、「国際法は企業に特定の権利享有を認めつつも、国際刑事法上の法的義務の担い手としては一般的には認めていない」⁵との解釈を示す者がいる。これに対して、国際人権法が直接的に企業に義務を課していると対抗する説もあり⁶、国連の人権保護及び促進に関する小委員会が作成した多国籍企業の責任に関する2003年報告書も、企業の人権尊重義務を定めている。しかし、その後の国連の人権関連の機関内の議論や、特別報告者Ruggieの報告書を考慮すると、学説では企業の国際法上の主体性と、国際法が直接的に企業に義務を負わせる可能性について肯定的な見解が増えつつあるが、多くの説は国際法上の企業の主体性が否定されるわけではないという消極的な肯定説であり、可能性を示唆するものが多いのであり、国際法の現状はそのような可能性を最大限に追求するに至っていないのである。なぜなら、後述するように企業責任を追及しうる国際システムは整備されていないからである。企業の国際責任追及システムが欠如する現状を見て、企業責任に関しては、企業責任は完全なる国内管轄事項であり、例え条約等において企業の義務が定められていたとしても、その責任追及は各国の管轄権に委ねられており、企業責任の概念は国際法上では存在しないとする見解が残っているのである。これは、企業活動に関しては各国の国内管轄事項であるため、国際法との関わりは国際経済法や国際取引法などで限定的であり、また、そうるべきであるとする見解が私的自治の原則と自由資本主義体制からも後押しされていたからである。企業による人権侵害の問題が注目される中、企業活動の国際的な規制と企業責任の概念を国際法上確立させようとする新しい動きはあるが、理念概念及び実務においても萌

4 Kiobel v. Royal Dutch Petroleum, 621 F.3d 111 (2d Cir. 2010).

5 "Developments in the Law: Corporate Liability for Violations of International Human Rights Law" *Harvard Law Review* Vol. 114 (2001), pp. 2030-31.

6 Nicola Jagers, *Corporate Human Rights Obligations: In Search of Accountability* (Intersentia, 2002).

芽的状態に留まっているのが現状である。

(1-4) 小括

以上で明らかにしたように、国際法学史上、国家責任に遅れる形で個人責任の概念が受容されて現在に至るが、企業責任の概念は発展途上であると言える。これに比例して、国際責任は、国際法上の主体別にその責任概念の成熟度が異なるのである。また、国家責任と個人責任と企業責任は、その発端とそれぞれの法理論の形成史において別個のものとして扱われ、国際法学上も異なる法分野の下で理論構築されているのである。例えば、法分野が異なる点を強調して適用法基準が異なるとしたのが、ジェノサイド条約適用事件判決であった。同判決において国際司法裁判所は、旧ユーゴ国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for Yugoslavia、ICTY) が判断基準として示した「全般的支配」基準を排し、ニカラグア事件の先例で示した「実効的支配」基準を採用したが、それは「全般的支配」基準が武力紛争法において紛争の性質（国際的又は非国際的性質のいずれか）を判断する際に適用される基準であるので、集団の行為の国家への帰属性を判断する国家責任法において用いられるものではないと理由づけたのである⁷。なお、本判決については、集団殺害犯罪の禁止が国家の義務であることを認めつつも国家の刑事責任の存在を否定した上に、個人の刑事責任よりも国家責任が厳格な立証を必要とするという矛盾をもたらしたとする批判もある。他方で、本判決は、国家行為と個人行為との間に断絶を導入するような法実証主義を規範理論の重点におく国家責任法論から脱却しつつあることを示していると評価して、国家責任法の新たな動向を示すものと見る見解もある⁸。

7 Case Concerning Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, *supra* note (2), paras. 403-407.

8 兼原敦子「行為帰属論の展開にみる国家責任法の動向」立教法学第74号(2007年)、参照。この論説では、本判決は「個人の有害行為に関する国家の防止義務違反と共に犯

8 金沢法学57卷1号(2014)

(2) 法主体の性質による違い

肉体を持ち自ら思考し行動する自然人とは異なり、国家や企業は組織であり人工的な擬制された法主体である。人間と組織という主体の性質の違いは、個人責任と国家責任に適用される法理にも影響を与えている。第1に、一般論として、個人責任は民事責任と刑事責任の両方の形態をとりうるのにに対して、国家責任や企業責任については、謝罪や損害賠償が主な責任解除方法であることから、民事責任を主軸としていると考えられている。もちろん、罰金刑のように経済的損失を与える刑罰も国内法で見られることから、民事責任と刑事責任の区別は、特に民事法と刑法という区別を置かない国際法規範に関しては厳密に区別して語ることは困難であるが、身体刑を受ける可能性のある自然人の場合とは相対的にみて異なることは理解できよう。その意味で、自然人を除き、肉体を持たない主体の国際責任は基本的には民事責任が中心となっているといえる。

そもそも、国際法において国家の刑事責任の概念が存在するかは争いがある。国家の刑事責任の概念は、国家責任条文の起草作業においても「国家の犯罪（crime of State）」に関連して議論されたが、重大な違反に関する旧第19条⁹は削除されたため、最終的な国家責任条文には包含されていない。ジェノサイド条約適用事件においても、国家の刑事責任の概念が一般的に認

とを、現実の行為態様に即して『連続的』に解する可能性を見出せる。それは、国家による関与の程度・内容・質により区別するのであり、論理的な断絶ではない（22頁）とし、行為帰属論の変質への契機と評価している。また、「最近の実践にみる行為帰属論や因果関係論の一つの意義が、有害行為への国家の関わり方という実態に即した国家責任法論を構築しうることにあるとすれば、国家責任法は二次規則に収束することができるであろうか」検討し、問題となる点を指摘している（27頁）。

9 国家責任条文草案の旧第19条2項は、「国際違法行為であって、国際社会の根本的利益の保護のために不可欠であるためその違反が国際社会全体によって犯罪と認められるような国際義務の国による違反から生じるものは、国際犯罪を構成する」と定め、同条3項は国際犯罪として侵略犯罪や奴隸制度、集団殺害犯罪や大規模環境汚染などを挙げていた。

められていないという被告国の主張を原告国も認めていた¹⁰。しかし、強行規範やエルガ・オムネスな義務に違反する行為を国家犯罪として、通常の国際義務違反よりも重大な責任をもたらすとの考えは現存する¹¹。概念の存在有無はさておき、既存の国際システムを見るならば、国際刑事裁判所といった国際的な刑事裁判機関は個人の処罰を目的としており、国家を処罰対象としていない。この点で、現行国際刑法下での責任主体は基本的に個人に限定されているのである。そもそも現実において、国家の刑事責任の問題が国際法上の犯罪に関して抑止効果をもたらして既存の体制の改善に寄与するか疑問視する声もある¹²。既存の国際制度は国家の犯罪に対応した国際的な法制度を整備するには至っていないのであり、国家の刑事責任については、その定義や実態、手続、結果など、概念的にも不明な点が多いのである。とはいえ、侵略や集団殺害犯罪など、国際法上の犯罪を行った国家が何らかの国家責任を追及されることは疑う余地はなく、現実に、国際司法裁判所でもジェノサイド条約適用事件やコンゴ領域における軍事活動事件（コンゴ民主共和国対ルワンダ）など、集団殺害犯罪といった犯罪行為についての国家責任を追及する事件が国家間紛争として提起されているのである。

ところで、民事責任と刑事責任とでは手続も必要とされる立証程度も異なるのが一般的である。刑事責任については、特に被告人の身体や生命に大きな影響を与える刑罰が課される以上、手続は適正かつ厳正なものでなければならず、一般的にも民事責任が認定される基準よりも厳しい基準を満たして、合理的な疑いを超える程度に有罪が立証されなければならない。とするならば、個人の刑事責任と国家責任が比較される場合には、責任の性質の違

10 Case Concerning Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, *supra* note (2), para. 170.

11 See, Scott Doucet “The Inter-American Court of Human Rights and Aggravated State Responsibility: Operationalizing the Concept of State Crime”, Carsten Stahn and Larissa van den Herik eds., *Future Perspectives on International Criminal Justice* (T.M.C. Asser, 2010).

12 See, *ibid.*, p.319.

いから、前者が後者よりも厳格な基準で審査され認定されるため、より立証が困難となるであろうと通常ならば考えられるが、現実には、国家主権の尊重を基盤とする国際システムにおいては、国家責任の追及は容易なものではない点は後述する。

第2に、人間と組織の違いから、責任法理の論理体系が異なる。国家は組織的な擬制的主体であることから、国家機関の構成員である要員 (agent) や国家の公的行為を行う地位にある者の作為・不作為を国家に帰属する行為とみなす法理論が構築されているのである。個人責任とは異なり、国家責任については行為の帰属性が大きな論点とされるのである。国家は国家機関の行った行為について責任を負うことを基本としつつ、国家機関以外の行為については、例外的に国家責任条文で挙げられた場合において国家に帰属する行為とみなされる法理論を国家責任法は定めている。また、集団殺害犯罪などは国家や武装集団等の組織的な集団によって犯されることから、「個人責任の原則的な立場と国際社会における犯罪発生のメカニズムとの間には、本質的な乖離がある」¹³ 点が指摘され、上官責任や共同犯罪企図 (joint criminal enterprise) など、国際法上の個人責任論についても組織的支配構造の考慮が加えられている。このように、末端の実行者から上位の地位である国家 자체又は上官といった存在に責任範囲を拡大することが意図されていることは、末端から組織の上位にベクトルが向いている点で、国家責任と個人責任の法理には共通点があるとも考えられる。

第3に、責任の有無及び程度を判断する際に重視される点が異なる。個人責任と国家責任とでは主体の性質の違いにより、責任認定の議論上、主観的要件と客観的要件の重点が異なるのである。そもそも頭脳を持ち思考し判断を行う自然人については、その責任の有無及び程度を判断する際に、その者の故意や悪意の有無など、どのような意識と意図をもって作為・不作為に

13 古谷修一「個人の国際責任と組織的支配の構造」国際法外交雑誌第109巻4号(2011年1月)、65頁。

至ったのかという主観的要件が問題とされる。これに対して国家責任の判断においては、例えば国家機関又は非国家機関の行為の国家への帰属性についても主として客観的要件が定められているのである。なお、人道に対する犯罪や集団殺害犯罪など、犯罪構成要件に特定の意図が含まれている犯罪との関連では、国家がそのような特定の意図を有していたと立証する問題も別に生じる。

最後に、国家責任と非国家主体の責任に関する法理の断絶は、国家が主権を有する主体であることに理由があると考えられる。主権国家が併存対峙する国際社会において、他国の国家責任を問うことは水平的関係での法適用を意味するが、これに対して個人と企業に対する国際法適用は垂直的関係を成立させることへの反発が低いからである。しかしこの違いは、適用法規を異なる理由よりも、裁判所を別にする理由と密接に関係する。国家間が水平的関係にあるとしても、強行規範やエルガ・オムネスな義務の存在が認められている現代では国家に対する国際法の適用は垂直的関係が成り立つとも考えられるが、後述するように国家責任の有無とは別に、国家責任の追及可能性という面では、国家免除などの限界があるからである。そこで次章で裁判を通じた責任追及について検討する。

2. 裁判による責任追及の可能性

異なる法主体の国際責任を包括的かつ体系的に捉えることが国際法の基本書等で行われていない原因の一つは、主体の別に関わらず包括的に国際責任の問題を扱う法廷が存在しないことにもあると考えられる。そこで本章では裁判による責任追及可能性を検討する。本稿では、自国の国内裁判所で責任を認めるについては扱わず、他国や国際的裁判機関といった国際性を持った責任追及について検討対象とし、裁判によって国家と個人と企業の各々の国際責任を追及する手段とその障害となりうる法理論について紹介する。ただし、裁判実施の可能性や蓋然性は責任の有無と同視されてはならないことに注意しなけれ

ばならない。すなわち、管轄権からの免除等の理由で裁判不能であるからといって、関係する主体に国際責任がないことを意味するものではないのである。しかし、実際には責任追及可能性が責任法理自体に影響している面がある。そこで、国際責任の認定を行う裁判として、外国の国内裁判所による裁判と、国際的な裁判機関による裁判を考えよう。

(1) 外国の国内裁判所による裁判

(1-1) 国家免除による国家責任の裁判不能

国際法上の犯罪や重大な人権侵害に関する一国の国家責任が、外国の国内裁判所において審理され責任追及されることは困難である。なぜなら、国家は、その行為や財産について外国の裁判管轄権に服することを強制されない（国連国家免除条約第1条）からである。これは国家免除（State immunity）又は主権免除（sovereign immunity）と称されており、伝統的国際法の時代から慣行を通じて認められてきた。国家免除を制限的に捉えて国家の主権的行為又は公的行為にのみ裁判管轄権からの免除を認めるとする制限免除主義においても、行為目的基準説又は行為性質基準説のいずれにせよ、本稿で問題とするような国際法に反する犯罪行為が国家によって犯される状況について、外国の裁判所の管轄権が成立する可能性は低い。強行規範違反については国家免除を主張して裁判を回避することはできないとする学説もあったが、国際司法裁判所の「国家の管轄権からの免除に関する事件」（ドイツ対イタリア）の2012年2月3日判決¹⁴によって同説は否定された。本判決では、例え強行規範が関係する可能性がある犯罪行為についての国家責任が問題とされていても、国家免除が依然として適用され外国の裁判管轄権が排除されることが明らかにされたのである。したがって、外国の国内裁判所は、国際法上の犯罪に関する国家責任を追及する場としては、そもそも裁判管

¹⁴ Case concerning the Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy), ICJ, Judgment of 3 February 2012.

管轄権の成立が危ぶまれるため限界があるといえよう。

(1-2) 個人責任と免除の問題点

犯罪抑止のためにも、重大な犯罪の責任を有する個人を裁くため、諸国には積極的に自国の刑事管轄権を行使することが求められている。国際刑事裁判所規程の前文は、「国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することがすべての国家の責務である」としつつ、「国際刑事裁判所が国家の刑事裁判権を補完するものである」として、国際法上の犯罪に対する第1次的な管轄権が国家にあることを示唆している。また、拷問禁止条約など、重大な犯罪に関する各種の多数国間条約では、普遍的管轄権を含む管轄権を広く許容し各国に行使を促しているのである。このように、前述の国家責任の場合とは異なり、個人の刑事責任の追及については、各国の国内裁判所に積極的な役割を担うことが期待されているのである。

また、重大な犯罪の責任を有する個人の民事責任について外国の国内裁判所で判断された例もある。例えば、米国の外国人不法行為請求法を根拠として、米国国外で非米国民が非米国民に対して犯した国際法に違反する犯罪について被害者又は被害者親族が損害賠償を求めて提訴した事件が多々ある。

しかし、外国の国内裁判所において個人責任を追及する上では、国内立法及び司法制度の環境整備が行われていることが必要であることに加えて、被疑者の地位によっては免除 (immunity)¹⁵ が管轄権の成立を阻む可能性を忘れてはならない。ピノчет事件やセネガルに亡命した Hissène Habré 元チャド大統領の訴追事件など、国家元首や政府高官が関わった国際法上の犯罪について責任追及する過程において、公的資格無関係の原則と特権免除が問題とされた事件がある。特に国家免除によって国家責任の追及が阻止されてい

15 「immunity」は免責とも訳される。責任を免れるという意味の免責であるが、責任がないこと又は責任の消滅を意味すると誤解を招くことを避けるため、本稿では「免除」の文言を使用する。

る点と対比するため、個人が享有する免除について見てみよう。

国家元首や政府の長は、自身に対する他の国の刑事管轄権の行使を強制されることなく、刑事裁判手続に服することを強制されない。これは、その者が国家行為を行う権限がある地位にあることを根拠として認められる免除であり、*人的免除 (immunity ratione personae)* と称されている。また、国家行為を行っている公務員や国家要員も外国の管轄権からの免除が認められる。これは、公的行為を行っているという点を根拠として認められる免除であり、*事項的免除 (immunity ratione materiae)* と呼ばれる。これら個人が享有する免除も、国家免除と同様に、外国の管轄権からの免除であり、責任が存在しないことを意味しない。国際司法裁判所は、「二〇〇〇年四月一一日の逮捕状に関する事件」(コンゴ民主共和国対ベルギー)¹⁶において、外国が行使する刑事管轄権からの現職外務大臣の免除が原則として絶対的であることを認定した。すなわち、現職の外務大臣がたとえ国際法上の犯罪を犯したとしても、他国の国内裁判所がその者を訴追し裁判することは国際法上違法とされるのである。例外として、同判決は、本国が免除を放棄した場合、又は外務大臣の職を退いた後には就任前又は退職後の行為並びに在職中に私的資格で行った行為については、外国が行使する刑事管轄権からの免除の適用がないと述べた。

したがって、現職の国家元首、政府首長及び外務大臣は、国際法上の犯罪について責任を有していたとしても、本国による免除放棄がない限り、その地位を有する期間内は外国の管轄権から絶対的に免除されるのである。問題は、上記の*人的免除*を享有する者が地位を退いた場合と、*事項的免除*を享有する可能性のある公務員及び国家要員の場合には、外国の裁判管轄権が成立するか条件によって異なることである。免除対象か否かで争点とされるのは、公的資格で又は私的資格で行った行為のいずれに該当するかである。こ

¹⁶ Arrest Warrant of 11 April 2000 (Democratic Republic of the Congo v. Belgium), ICJ, Judgment, 14 February 2002.

の点、ジェノサイド条約適用事件判決で反対意見を呈した裁判官は、国際犯罪が公的資格で行う行為に該当することないとコメントしている¹⁷。同様の見解は、ピノchetの免除を認めず、拷問禁止条約で禁止されている拷問行為は国家元首の任務を遂行するにあたって行った行為とは言えないとした英國貴族院のピノchet事件の判断にも見られた。このように、そもそも犯罪を「公的行為」や国家行為とみなすことができないとの見解は、個人責任を追及する目的で持ち出された議論であって国家責任の有無の判断に際して行われたものではないが、主体に関わらず国際責任に共通かつ統一の法規則が適用されると仮定するならば、国家責任と個人責任はいずれか一方しか成立しえない單一的なものとなってしまわないか危惧される。そのような結論を回避する考え方の一つとしては、権限逸脱行為に関する国家責任法の理論を用いて国家責任を成立させる手法である。また、この手法とは別に、拷問が公的資格で行われている点を肯定して国家責任を成立させつつ、強行規範違反については免除が許されないとして個人責任の成立を認める手法である。しかし後者の手法では、強行規範違反が国家免除を否定する理由とならないとした国際司法裁判所のドイツ国家免除事件との整合性を持たせることができないため、結局、国家責任と個人責任は適用法規が異なるという理論を持ち出すことになる。国家や個人の免除に関わる事例を見ると、責任法理が責任追及可能性に影響されて議論されていることが見て取れるのである。高官や公務員等の外国刑事管轄権からの免除に関する国際規範の案を作成中の国連国際法委員会でも、公的行為の国家の帰属概念との関係について問題の重要性が認識されつつ、2012年の議論でも結論は出なかった。

(1-3) 企業責任と域外管轄権

企業責任については国際法上のシステムはほとんど整備されておらず、諸

17 See, *ibid.*, the Dissenting Opinion of Judge Van den Wyngaert, para. 36.

国に委ねられているのが現状である。企業に対して管轄権を設定するか否か、どの程度の責任を負わせるのか等は各国が自由に国内法において定めているのである。企業が人権侵害や国際法上の犯罪を犯した場合、第1次的には企業活動が行われる現地の国による規制が期待されるのであるが、同国が必要な国内法整備を行っていることが必要である。また、アウトソーシングや企業誘致などの影響で同国が犯罪を指示若しくは共謀し又は加担し又は無関心である状況がある場合には、各国の国内法及び国内制度を通じた国家による統制という既存のシステムでは不十分である。

この点、現地国ではない第3国の域外管轄権に期待して被害者達が事件を外国で裁判に持ち込む事例が多々存在した。米国の国内裁判所は、外国人不法行為請求法（Alien Tort Claim Act）を管轄権の基礎として、国際人権法や国際人道法といった国際法の違反についての企業の民事責任について判断をしてきていた¹⁸。国際レベルでのメカニズムが不在であり、各国の国内においても企業責任追及を可能とする環境が不整備である中、域外管轄権を使用する米国に大きな期待が寄せられていたのであるが、米国国内裁判所が外国人不法行為請求法に基づく管轄権が企業責任を扱うことを否定し、かつ同事件の米国最高裁判決では域外管轄権の行使にあたり米国との関連性が求められた¹⁹ことにより、その流れは打ち切られたのである。

(2) 国際的裁判機関による裁判

(2-1) 国家責任

ヨーロッパ人権裁判所などの例外を除くならば、国家責任の追及は、国際

18 拙稿「米国国内裁判所のスーダン長老教会事件とキオベル事件に見る国際法上の企業責任」金沢法学第53巻2号（2011年3月）、及び、拙稿「人権侵害及び国際犯罪に関する国際法上の企業の責任」名古屋大学法政論集245号（2012年8月）、参照。

19 *Kiobel v.Royal Dutch Petroleum*, *supra* note (4). See also, Supreme Court's decision of April 17, 2013, 133 S.Ct. 1659 (2013).

司法裁判所や常設仲裁裁判所といった国家にのみ当事者適格が認められた国際的な裁判機関において国家間紛争として処理されるのが通常である。国際的な裁判機関の管轄権は国家免除の対象ではないため、国家は免除を主張して裁判を阻止することはできないため、前節で述べた外国の国内裁判所による裁判の場合とは異なり、国家免除が裁判による国家責任の追及を阻害するようなことはない。しかし、国際的な裁判機関であることは、事件に対して管轄権を成立させる上で別の問題を生じさせる。まず、事件が国家を紛争当事国とする国家間紛争の様を呈していなければならない。一国が自国領域内の自国民に対して国際法上の犯罪や重大な人権侵害を犯している場合、それを他国が提訴する当事者適格が認められるのか問題とされる。一般的に国際裁判では民衆訴訟 (*actio popularis*) は認められていない。また、そもそも国際的裁判機関が管轄権を行使することについて紛争国両国の同意が必要とされる。国家主権尊重を基盤とする国際社会において現存する各種の国際的な裁判機関は、強制的管轄権を有してはおらず、その裁判管轄権の行使は国家からの同意を条件としているからである。

以上のように、強行規範に反するような国際的な犯罪行為を国家が行った場合においても、当然のように裁判を通じて国家責任が認定されるような仕組みにはなっていない。国際司法裁判所がジェノサイド条約適用事件において国家の責任の範疇が拡大されたとも解されうる判断を示した例や、裁判以外で、「保護する責任」など、国家に対して、より大きな役割を果たし責任を持つことが要求されつつある例を見ると、国際法の大きな潮流として国際法上の法主体の責任を拡大させる傾向があると考えられる。しかし、国際的な裁判機関で国家責任を追及するシステムが十分に利用されうる状況はないのである。

さらに、国際法上の犯罪について国家の刑事責任を追及する機関は現在のところ設立されていない。国家の刑事責任の概念について判示した裁判例がないのは、そのような管轄権を有する裁判所の不在が大きな理由として挙げ

られている。国連憲章第7章措置といった国際社会の行動を刑事罰的なものと解する見解もあるように、国際法上の犯罪についての国家責任は、安保理といった政治的機関による対処もあるが、司法的解決に委ねられる例はまだ少ないのである。

(2-2) 個人責任の国際裁判

国際法上の犯罪を犯した個人の刑事責任については、国際刑事裁判所といった国際的な刑事裁判機関で審理されうる。国際的な刑事裁判機関の諸規程では被疑者の公的地位が処罰に關係しないことが明記されている。被疑者が国家元首や外務大臣など、国際法上の免除を享有する地位にある者であっても、外国の国内裁判所で裁判する場合とは異なり、国際的な刑事裁判機関は裁判を行うことができると国際司法裁判所は逮捕状事件で認めた²⁰。国際的な刑事裁判機関であるならば免除が否定され裁判可能である理由について国際司法裁判所は言及していないため、裁判機関の国際性が根拠であるのか、裁判所規程という条約の批准といった関係国の同意や旧ユーゴ国際刑事裁判所のように安保理による設置の場合には安保理決議の法的拘束力を根拠とするのか、学者の見解は異なる²¹。国連国際法委員会においても外国裁判からの個人の免除に関する条約案では、他国の管轄権からの免除について規定しており、国際裁判機関の管轄権に影響を与えるものではないと解されている²²。

20 Case concerning the Arrest Warrant of 11 April 2000 (Democratic Republic of the Congo v. Belgium), *supra* note (17), para. 61.

21 例えば、裁判機関の国際性を根拠としてみない考え方がある。水島朋則『主権免除の国際法』(名古屋大学出版会、2012年)、290頁。

22 国際法委員会が作成した条約案第1条1項。See Report of the International Law Commission on the work of its Sixty-Fifth Session, UN GAOR, 68th Session, UN Doc. A/68/10 (2013), Supp. No. 10, at 52, para. 49.

(2-3) 包括的な国際裁判機関の不在

概念の存在自体に争いがある企業責任はさておき、国家と個人の双方に対して管轄権を有する国際的裁判機関は現存しない。裁判という形で国際責任を追及し事件を処理する国際的な裁判機関は、国家か個人のいずれか一方のみに当事者適格又は被告人資格を認めているのであり、国家責任と個人責任を同時に判示する権限を持たないのである。特に国際法上の犯罪については國家の関与が疑われる場合が多いのであるが、国家責任と個人責任の認定は、同一の事態から生じた事件であっても、異なる裁判所によって行われざるをえない状況にある。例えば旧ユーゴ国際刑事裁判所は *Kristic* 事件などの審理において 1995 年に発生したスレブレニツァの虐殺について被告人による集団殺害罪の幇助等の有罪判決を下したが、同じスレブレニツァの虐殺に関して国際司法裁判所もジェノサイド条約適用事件において、集団殺害罪を防止する義務（ジェノサイド条約第 3 条）の違反がセルビアにあると認定する判決を下した。国際司法裁判所の審理では、旧ユーゴ国際刑事裁判所による事実認定等に大きく依拠していた。

国家責任と個人責任の問題を扱う国際的裁判機関は異なるのであるが、裁判所相互はどのような関係にあるのであろうか。前述の旧ユーゴ国際刑事裁判所は安保理決議によって設立された機関であり、国際司法裁判所は国連の主要な機関であるため、両者とも国連機関であるが、いずれも司法の独立と公正中立を基礎とし、公式には上下関係も連携関係もない。前述のように両裁判所が武装集団が行った行為の国家への帰属性に関して異なる基準を示しつつ他の裁判所が示した基準を採用することを拒否した判決例²³ があることは、上下関係の不在の証拠として指摘されている。一般的にも国際的裁判機

23 本稿 1(1-4)、参照。両裁判所の判断が異なることについては、「国際司法裁判所 (ICJ) と旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY) との交錯——ジェノサイド条約適用事件——」金沢法学第 50 卷 2 号 (2008 年 3 月)、参照。

関相互では、上下関係はないと解されている²⁴。

以上のように、国際責任については、主体別に国際的な裁判機関が分かれて発展しており、包括的な適用法規と責任追及システムが完備されている状況にはないが、外国の国内裁判所で裁判する場合とは異なり、裁判管轄権からの免除が問題とされない。国際責任の法理は主体別と分野別で分断が見られるに加えて、責任を判断する裁判機関においても分断が存在するため、包括的な体系化が難しくなっている。ところで、そのような困難が存在するにも関わらず、国家責任及び個人責任並びに企業責任に共通して、人権及び人道の尊重の観点から国際法上の法主体の国際責任を拡大する傾向が見られる点が興味深い。例えば個人責任に関しては、公的資格無関係の原則や、上官命令の抗弁否定の原則、上官責任など、個人責任の認定を広く可能とする諸原則が存在するが、さらに近年の国際的刑事裁判機関の判例を通じて実行責任の拡大や共同犯罪企図など、処罰の徹底を目的として責任範囲を拡大する理論が導入されている。また、そもそも国際法上の概念としてその蓋然性が争われている中で企業責任を構成する説が展開されていること自体、責任主体の拡大が模索されている傾向を示していると思われる。

3. 国家責任と個人責任と企業責任の関係

本稿第1章では国家責任と個人責任と企業責任が概念の発展起源を異にし、異なる国際法分野の下で発展している分断の状況を明らかにし、第2章ではそれぞれの責任追及可能性においても裁判機関を異にし、適用する法規も異なるという分断を示した。したがって、これらの主体別の国際責任は理論上も裁判実務上も別個に扱われているのである。例えば、国家責任に関する法規範と個人責任に関する法規範が明確に区別されてきたことは、それぞれの主要な国際

²⁴ Andrea Bianchi "State Responsibility and Criminal Liability of Individuals", in Antonio Cassese ed., *The Oxford Companion to International Criminal Justice* (Oxford University Press, 2009), p.23.

文書からもうかがうことができる。国家責任条文第 58 条は、国家責任条文が「国のために行動する者の国際法上の個人責任の問題に影響を及ぼすものではない」と明記している。また逆に、国際刑事裁判所規程第 25 条 4 項は、国際法上の国家責任に影響がないことを定めている。しかし、国際法上の犯罪や重大な人権侵害が発生する環境において国家と個人と企業が関わっている事実を無視し続けることにも問題がある。特に国際刑事裁判所がその規程の改正により「侵略の罪」について審理可能となった今、国家責任と個人責任との関係が将来問題とされうるのである。そもそも上述したように様々な分断があるため比較検討が難しいところではあるが、それぞれの主体が負う責任相互の関係について考えてみよう。特に、国家責任と個人責任とはどのような関係にあると考えられるのか。国家責任と個人責任は一方が発生したならば他方が消滅するような択一的な関係にあるのであろうか。それとも同時に併存するのか。また、一方が立証されたならば他方も責任が成立する必然関係にあるか。または、例えば、環境法の分野では個人（企業）が負担しきれない部分を国家が補完的に責任を負う法理が発展しているが、同様の法理が存在するのであろうか。

国家責任と個人責任とはそれぞれ固有のものであることを国際的な裁判機関も認めている²⁵。実際にも、旧ユーゴ国際刑事裁判所がユーゴスラビアの解体時に生じた国際法上の犯罪について個人責任を認定し処罰を行っていることに加えて、国際司法裁判所においてジェノサイド条約適用事件で国家責任が認定されたように、個人責任と国家責任は必ずしも択一的な関係にはないことは明らかである。国家責任条文を起草した国際法委員会も、国際法上の犯罪や、特

25 国際司法裁判所については、See, *Case concerning the Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide*, *supra* note (2), para. 173. 例えば、旧ユーゴ国際刑事裁判所も、国家要員が拷問を行った場合には個人の刑事責任に加えて国家責任が発生しうることを明言した。See, ICTY, Furundzija Case, Case No. IT-95-17/1-T, Judgment of 10 December 1998, Trial Chamber, paras. 141-142.

に侵略の罪についてはその定義上からも国家が関与しているのであって、そのような犯罪を実行した国家要員が訴追し処罰されたことによって国家が国家責任から逃れられるわけではないことを言明している²⁶。また、学説では、個人責任が国家責任を排除するとの説は現実に個人責任追及で十分であり国家責任追及の必要がない事例がありうることを挙げているが²⁷、理論的な根拠は示すことができていない。逆に、国家の刑事責任についてさえ「国際法に違反して犯された犯罪についての個人の国際的な刑事責任に追加的なものであって排他的ではない」²⁸との見解もあるように、国家責任と個人責任は排他的ではなく、併存しうるものと考えるのが多数説であろう。

このように国家責任と個人責任は、同時に発生しうるものと解される。また、ジェノサイド条約適用事件で、国際司法裁判所は個人責任が認定されていることが国家責任の前提条件ではないと判示している点や²⁹、旧ユーゴ国際刑事裁判所で個人が有罪とされていることを踏まえつつも独自に国家責任の有無について検討していることから、個人責任の立証が直ちに国家責任の成立につながるわけではないことを暗示している。国家責任と個人責任との関係については、被害者に対する賠償に注目して国家責任に補完的な役割を期待する考えがある。また、戦後責任を求める実務上の観点から「国家責任を基礎とする個人責任という構造」と理解すべきとの見解もある³⁰。この点、刑事責任と民事

26 See, ILC Commentary on the Draft Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts, ILC Report A/56/10, 2001, Commentary on Article 58, para. 3.

27 See, Andre Nollkaemper "Concurrence between Individual Responsibility and State Responsibility in International Law" *International and Comparative Law Quarterly* Vol. 52 No. 3 (2003), pp. 621-622.

28 Robert Jennings and Arthur Watts eds., *Oppenheim's International Law* Vol. 1 (9th edition), (Longman, 1996), p. 536.

29 See, Case concerning the Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, *supra* note (2), paras. 180-182.

30 安藤泰子『個人責任と国家責任』(成文堂、2012年)、参照。同書280頁では、「戦後責任を求める実務上の観点からは、責任論においては国家責任を基礎とする個人責任

責任の厳格な区別をしない国際法の議論では、理論的体系的説明よりも被害者救済といった実務上の必要性から論じられる傾向がある。

以上、判例や学説の検証からは、異なる主体の責任は逐一的ではなく、同時に存在しうるが、それぞれの国際責任は主体別の法理に基づき個別に責任認定が行われるものと帰結される。例外的に個人責任の認定において企業や集団の犯罪性を要件とした例としてニュルンベルグ軍事裁判所規程において犯罪組織の認定を行う規定の存在を挙げる説もあるが、これは集団の責任よりも集団構成員の個人責任を認定する目的で定められた規定と考えられている³¹。

ときに現実を見るならば、国家責任の糾弾を目的又は希求しながらも国家責任を追及する手段を欠くため個人責任の追及が代替的に利用される場合が多々見られる。外国で犯された拷問や虐殺についてアメリカの外国人不法行為請求法を用いて民事責任を追及した事例などがその例であろう。また、国家により犯された犯罪の犠牲者達は、責任を有する個人の処罰を求めてベルギーやスペインに普遍的管轄権の行使を促し、個人の刑事責任の追及を求めたのである。このように代替的に個人責任が追及されている事実もあるが、これは国家責任の追及可能性が司法環境に加えて国際政治的にも困難であることが要因であ

という構造が、被害者救済をも含む国際法の趣旨に、より沿うものとなろう」と述べられている。

31 ニュルンベルグ国際軍事裁判所規程の第9条1項と第10条は以下のように定め、犯罪組織と裁判所が認定した構成員を各国が裁判することを可能とした。

Statute of the IMT at Nuremberg Article 9, paragraph 1

“At the trial of any individual member of any group or organization the Tribunal may declare (in connection with any act of which the individual may be convicted) that the group or organization of which the individual was a member was a criminal organization.”

Article 10

“In cases where a group or organization is declared criminal by the Tribunal, the competent national authority of any Signatory shall have the right to bring individuals to trial for membership therein before national, military, or occupation courts. In any such case the criminal nature of the group or organization is considered proved and shall not be questioned.”

り、理論的な関係とみなすべきではないであろう。

おわりに

本稿では、国際法上の国際責任に関しては主体別に概念発展しており、そこでは国際法分野の分断と各々の主体別の責任法理の分断、刑事責任と民事責任の分断、裁判機関の分断等があることを指摘した。企業については、国際法上の企業責任の概念の存在自体を疑問視する説もあり、国家責任との関連づけと企業と国家との責任共有の必要性が唱えられつつも、責任法理も国際的な責任追及システムも整備されるにはほど遠い現状について触れた。他方で、犯罪被疑者の個人責任については、国際的な刑事裁判機関の発展に伴い、特に個人の刑事責任の概念が受容されて法規則と責任追及システムが完備され始めてはいるが、国際法務と政治の場面で国家元首や高官が享有する免除との抵触問題が顕在化している。最後に国家責任については、国家の刑事責任については論争がありつつも、一般的な国家責任法理は長い歴史の中で国家責任法として結実しており、一方で国家の責任を拡大解釈する傾向はありつつも、責任追及可能性を考えるならば民衆訴訟の否定や国家免除や管轄権成立の前提条件としての国家の同意といった伝統的な理論から派生する障害もある。実際に国際法上の犯罪や重大な人権侵害が犯される状況を考えるならば、国家責任と個人責任と企業責任の同時認定と関連づけという包括的な取組みが求められているのであるが、共通した責任法理の適用が行われておらず、国際法上の責任追及手段が分権化している構造から困難であり、様々な理論上及び実務上の問題点が存在するのである。